

中 期 計 画

国立大学法人 京都工芸繊維大学

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 國際的に活躍できる高度専門技術者を育成するため、学士課程から博士前期課程までの6年一貫教育の実質化を図る（学部3年次までに学士課程の基盤となる専門科目を学生に修得させるとともに、学部4年次生へ博士前期課程の授業科目を提供する等）ことなどにより、「3×3構造改革」（学士・修士・博士の学年構造を実質「3年×3」とする教育プログラム）を推進し、完成させる。（1-1）
- 本学が養成する TECH LEADER 像（専門的な知識・技術を有し、自らの専門性を發揮して、チームのメンバーとともに解決策を提案・実行できる人材）に求められる能力に基づき、ディプロマポリシーを改定し、体系的なカリキュラムを構築する。（1-2）
- 学士課程で30%以上の学生に、大学院課程で60%以上の学生にTOEIC730点以上（又はこれに相当する能力）を取得させるとともに、4技能（聞く・話す・読む・書く）の円滑な発達を保証することを目指し、成果の上がる授業、課外セミナー、本学が独自開発したコンピュータベース英語スピーキングテストの定期実施などを有機的に統合した「英語鍛え上げプログラム」を展開する。（1-3）
- 学士課程において、全ての学生に自らが専攻する専門分野とは別に、人文・社会・自然にわたる幅広く普遍的な知を学習させ、倫理観や歴史観、国際的な視野など人間形成に必要な教養教育を提供する。また、学士課程学生の多様な関心・学習要求に応えるため、京都にある文系・理工学系・医学系の異なる個性の3大学が連携する教養教育共同化を推進する。（1-4）
- 大学院課程において、海外インターンシップ等の推進及び英語による授業を行う国際科学技術コースを発展的に改組し、新たにグローバルコース（英語による授業のみで修了でき、海外インターンシップへの参加を必須とするコース）の設置やジョイントディグリーを2プログラム以上導入することにより教育の国際化を推進する。（1-5）
- 大学院課程において、教養教育に係るポリシーを明確にし、デザインや芸術、経営、材料、化学等に加え、京都の伝統文化に関する科目など、多様な分野を俯瞰的に理解し、自らの専門分野でイノベーションを創出し展開する能力を修得させるために、ポリシーに基づいた分野横断型の大学院教養教育プログラムを提供す

る。(1-6)

- 海外の企業及び研究機関等における最先端の研究開発・技術開発、協定校での講義等における T A (ティーチング・アシスタント) 体験、協定校との共同プロジェクトやワークショップによる実践的国際協力・協働体験等を実施するための海外インターンシップ科目や地域課題から国際課題までをテーマにした課題発見・解決型科目などの実践型の授業科目を充実させる。(2-1)
- 外国人教員や外国での教育研究歴のある日本人教員が所属する研究室を中心に、「国際化モデル研究室」(常時、留学生やポスドクが複数名在籍し、国際学会での発表等の積極的な国際活動により、学内の国際化を牽引する研究室) を毎年 5 研究室以上指定し、海外学会での発表や国際的コンテストへの応募等の国際的な活動を推進する。(2-2)
- 平成 28 年度中に科目ナンバリングの導入に向けた検討を完了し、平成 29 年度に教務システムの改修を行うなど、授業科目の実施主体、レベル、学術分野などを表す科目ナンバリング制度を平成 30 年度までに導入する。(年次進行により平成 32 年度には全ての科目に対して設定を完了する。) 導入後も、科目ナンバリングによるカリキュラムの分野や科目の偏りを継続的に点検し、教育課程等の見直しを行う。(3-1)
- 日本語と英語でシラバスの全項目を併記するなど、留学生と日本人学生の双方に益する国際化を推進するため、教務システムの英語環境を整備する。システムの改修により、大学院のシラバスは平成 29 年度、学部のシラバスは平成 31 年度までに全項目の日英併記への対応を完了する。(3-2)
- 平成 29 年度までに学士課程における G P A (グレード・ポイント・アベレージ) の活用方法の見直しや分野別等の調査・分析を行い、教育改善に活用するとともに、平成 31 年度までに大学院博士前期課程における成績指標に係る諸課題（履修科目の偏り等）に対する対策を講じたうえで、G P A を大学院博士前期課程に導入する。(3-3)
- 第 2 期中期目標期間に試行実施したクオーター制についての効果を検証したうえで、セメスター制とのバランスに配慮しながら、大学院課程におけるクオーター制導入科目を 60% 以上に推進するなど、柔軟な学事暦の運用により、学習機会の増加、学習効果の向上を図る。(3-4)

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 「デザイン・建築」、「繊維・高分子」及び「グリーンイノベーション」等の本学の特色・強みの強化及び教育のグローバル化の推進を図る観点から、優秀な若手、外国人教員及び外国における教育研究歴のある教員に各課程・専攻を担当させる。(4-1)

- TECH LEADER（専門的な知識・技術を有し、自らの専門性を発揮して、チームのメンバーとともに解決策を提案・実行できる人材）を育成するための教育機能の強化を図るため、PBL（課題解決型学習）やアクティブラーニングのためのスペースやラーニングコモンズなど、学生が主体的に学習できるスペースを整備する。(5-1)
- 教育の質を恒常に検証するため、学生、卒業・修了生、就職先企業、保護者などステークホルダーの意見や期待等を聴取するための体系的な各種アンケートを実施する。これらのアンケートにより明らかになった課題を改善するとともに、改善状況を確認・検証するなど、PDCAサイクルを機能させる。(6-1)
- 毎年、全教員の4分の3以上の者が必ずFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に参加し、教育力向上のための不断の努力を行うよう教員FD研修会、授業公開による教員相互評価、担当教員による授業評価等を実施する。また、役職者が学生から直接意見を聴取する機会を新たに設け、教育プログラムの改善に学生が参画するシステムを構築する。これらの取組より明らかとなった課題・問題点を改善・解消するとともに、改善等の状況を確認・検証するなど、PDCAサイクルを機能させる。(6-2)

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 第2期中期目標期間において優れた成果を上げている、体験型アクティブラーニングやボランティア活動等のサービスラーニングの推進を目的とした「学生と教員の共同プロジェクト」を引き続き実施するとともに、正規課程外の外国語の運用能力向上のためのプログラムを提供する。(7-1)
- 各種アンケート等で学生支援に対する学生のニーズを十分に把握し、学生支援（学生個人の特性に応じた学習支援システム「総合型ポートフォリオ」、障がい者支援等）の内容を充実させる。(8-1)

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 高大接続改革を踏まえ、志願者の能力、適性や活動歴などを多面的かつ総合的に評価する本学独自の入学者選抜である「ダビンチ（AO）入試」において、募集人員を10%以上増加させる。(9-1)
- 国際化を図る観点から、英語スピーキングテストの導入など、志願者の実践的外国語運用能力を評価基準とする入試改革を実施する。(9-2)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 第2期中期目標期間までに実施した世界一線級の研究ユニットの誘致やプロジェクト研究をさらに推進させ、国内外の卓越した研究者と共同して、本学が実績や特色を有する分野（「デザイン・建築」、「繊維・高分子」及び「グリーンイノベーション」等）の研究を重点的に推進する。それらの研究成果により、例えば、「分野別QS世界ランキング」等の世界的に認知度の高い分野別世界大学ランキングでのランク入りを目指す。（10-1）
- 昆虫先端研究推進センターにおいて、昆虫科学研究の中核的研究拠点として、国内外との共同利用・共同研究を推進する。（10-2）
- 国内外の大学や企業等と情報交換・意見交換等を実施し、それらを通じて得たニーズと本学のシーズのマッチングにより、社会実装化に繋がるヘルスサイエンス等の分野融合型の研究プロジェクトを推進する。（10-3）
- 産学官連携コーディネーター等を有効に活用し、グローバルに展開する企業や地域の中小企業等と連携して、戦略的な共同研究・受託研究等を実施し、外部資金の受入額を10%程度増加させる。（11-1）

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 卓越した研究力を有する研究者5名以上を、グローバルエクセレンス（外国人ユニットや若手研究者が所属する教員組織）等に配置し、学内の重点分野の研究を推進する。（12-1）
- 学系を超えた教員の交流の場の提供やURA（リサーチ・アドミニストレーター）の拡充等により、学内の連携を強化し、分野や職階を超えたチームでの研究を推進する体制を整備する。（12-2）
- キャンパスマスターPLANに基づく学内外の共同利用施設や設備マスターPLANに基づく共同利用設備等を計画的に整備し、活用する。（13-1）
- 若手研究者が能力を最大限に発揮し、自立的な研究を推進できるよう、若手研究者に対する支援（研究費の重点配分等）を充実させる。（14-1）
- 女性研究者が安心して継続的に研究を推進できるよう、女性研究者に対する支援（出産・育児等で支援を必要とする者への研究支援員の配置等）を充実させる。（14-2）
- 教員の研究業績を組織的に収集し、多面的な分析に基づき活性化の措置を講じる。（15-1）

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 地元教育委員会や市民のニーズを踏まえ、京都府域の小中高等学校への出前授業・体験学習や社会人向け公開講座等を実施する。（16-1）

- 技術者の再教育等を図る社会人教育や、中小企業等との定期的な情報交換・意見交換等を通じて得たニーズを踏まえた技術支援・技術指導を実施する。(17-1)
- 地域産業のグローバル化に貢献するため、国内外の卓越した研究者を交えたセミナーを平成 28~30 年度においては年 8 回程度、平成 31~33 年度においては年 12 回程度実施する。(17-2)
- 地域に関する学習や地元企業等でのインターンシップを充実させ、学校教育 16 年を見通した体系的なカリキュラムを構築する。併せて、若者の地域定着、地域活性化に貢献するため、京都府北部における理工系人材を育成するためのプログラムを開設するなど、地元企業等への就職率を 10%以上増加させる。(18-1)
- 地方自治体や地元企業等と定期的な情報交換・意見交換等を実施し、それらを通じて得たニーズと本学のシーズのマッチングにより、京都府域の地域産業振興、文化・芸術振興、まちづくり等に貢献する教育研究を推進する。(18-2)

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 第 2 期中期目標期間において「デザイン・建築」分野を中心に実施したユニット誘致をさらに推進し、「デザイン・建築」、「繊維・高分子」及び「グリーンイノベーション」の 3 つの分野において、世界一線級研究者ユニットを新たに誘致し、国際混成チームでの教育研究を推進する。それらにより、論文全体に占める海外の研究者との共著論文の割合を 25%以上とする。(19-1)
- 本学内に日本人学生・外国人留学生・本学教員・誘致研究者等が活発に交流できる場を整備・運用する。(19-2)
- 海外の大学との派遣・受入に関する調整や海外の企業等との調整等の活動を実施する連携拠点を海外に 3 カ所以上整備する。(20-1)
- 国際交流協定について、戦略的に協定校を選定し、協定校数を 20%程度増加させる。(21-1)
- 外国人留学生の受入を推進し、大学院学生に占める外国人留学生の割合を 30%以上にする。(21-2)
- 日本人学生の海外留学を推進し、大学院学生に占める海外留学経験者の割合を 25%以上にする。(21-3)
- 外国人留学生の受入推進に伴い、外国人留学生に対するチューターによる学習支援、宿舎確保等の生活支援、日本企業への就職支援等を実施する。(22-1)
- 日本人学生の海外留学推進に伴い、海外へ留学する日本人学生に対する留学前の事前教育等の支援、留学先での現地サポート等の支援を実施する。(22-2)

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 第2期中期目標期間に構築した大学全体に係る運営戦略の企画・立案・実行体制の下で、学長を中心にガバナンスの機能状況を検証し、検証結果に基づきガバナンス体制を不斷に見直す。(23-1)
- 大学戦略の基礎となる情報の収集及び分析機能等を強化するため、学長をサポートする I R (インスティテューションナル・リサーチ) 組織を整備する。(23-2)
- 監事との定期的な意見交換の場を設けるなど、監事のサポート体制を整備し、監事機能の強化を図る。(23-3)
- 地域の自治体・産業界や保護者等の学外者の意見を聴取する機会を定期的に設け、それらを通じて明らかとなつた大学に対する意見・要望等を大学運営に活用する。(23-4)
- 「職位比率プロポーション改革」(教授を削減し、助教を増加させる)を実施し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、40歳未満の助教を25名程度増加させる。(24-1)
- 年俸制や混合給与による多様な人材の雇用を促進し、国際通用性のある適切な業績評価及び待遇への反映を実施するとともに、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、年俸制適用者を50名以上増加させる。(24-2)
- 複雑で専門的な業務を支援するため、高度で専門的な能力を有する人材を多様な形態(年俸制・時給制やフルタイム・パートタイム等)で雇用する。(24-3)
- 国内外の優秀な人材を確保するために、本学独自の財源によるテニュアトラック制度を構築し、教員採用者全体に占める当該制度による採用者の割合を40%以上にする。(24-4)
- 外国での教育研究歴のある教員を積極的に採用することなどにより、教員に占める外国での教育研究歴のある教員の比率を50%程度にする。(24-5)
- 女性教職員を積極的に採用し、教員に占める女性の比率を15%以上、職員に占める女性の比率を35%以上にする。また、管理職等の指導的地位への女性登用を推進し、役員のうち1名以上、管理職の25%以上を女性で登用する。(24-6)
- グローバル化に対応できる人材を育成するために、年間10名程度の教職員を海外の教育・研究機関に長期派遣する。(25-1)
- 事務職員・技術職員の能力の向上を図るため、研修等を充実させ、英語の運用能力については、職員に占めるTOEIC730点以上(又はこれに相当する能力)を有する者の比率を20%程度にする。(25-2)
- 学長のリーダーシップの下で、組織的に検討した運営戦略に基づき、重点的に推進すべき分野・領域に、学内資源を戦略的に配分する。(26-1)

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 機能強化のために平成 27 年度までに実施した教育研究組織の各種改革を踏まえ、教育組織・教員組織の在り方について検証し、教育と研究が効果的に連携して実施できる体制とする。(27-1)

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織を業務内容により分類し体系化するとともに、業務内容によっては教員と職員合同で構成される組織を設置するなど、教職協働をより一層推進する体制に強化する。(28-1)

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 「収入比率プロポーション改革」(収入に占める外部資金の割合を増加させる)を実施し、外部資金(補助金等収入、科研費を含む)の獲得額を収入全体(施設費を除く)の 20%以上とする。(29-1)

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 効率的な予算執行を行うとともに、予算執行状況調査や財務指標等による財務分析の活用などにより管理的経費を削減し、原則、一般管理費比率を 5 %未満に抑制する。(30-1)

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 学内の施設・設備について、共同プロジェクト研究や大学 C O C 事業等での共同利用を促進し、学内外者の利用を推進する。(31-1)
- 短期・長期の収入・支出状況を精緻に見積もることにより資金状況を正確に把握し、余裕資金を安全かつ効果的な手段で運用する。(31-2)

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためのべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 教育研究活動及び管理運営の状況について、定期的に多面的な自己点検・評価、外部評価を実施し、評価結果を業務改善に活用するとともに、その内容を学内外に公表する。(32-1)

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 学内の教育研究成果を迅速に把握・発信できる体制を整備し、広報戦略に基づき、発信する情報内容を充実させるとともに、多様な広報媒体により、多面的な広報

活動を行う。(33-1)

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 機能強化の観点から、改定したキャンパスマスターPLANに基づき計画的な施設整備を行う。(34-1)

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 毒物・劇物の適正な管理を行うため、「化学物質管理システム」への登録を徹底させ、定期的に内部監査を実施して登録・管理状況を確認することにより、全ての試薬の登録を行う。(35-1)
- 教職員及び学生の環境・安全に対する意識を向上させるため、環境マネジメントシステム研修（EMS研修（学部4年次生は参加必須））や防災訓練など環境・安全に関する研修等を年7回以上実施する。(35-2)

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 構成員の法令遵守に対する意識を向上させるための研修等を年1回以上実施する。また、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を継続とともに、啓発のための研修等を年1回以上実施する。さらに、法令遵守や情報管理についての内部監査を定期的に実施し、監事による総括を行う。(36-1)
- 研究倫理の向上を図るため、教員や学生に対し研究倫理に関する研修等を年1回以上実施する。実施にあたっては、理解度テストを継続的に実施し、研修の効果の把握・改善等に活用する。また、博士論文等に対し、ソフトを用いた不正引用チェック等を実施するなど、研究不正防止のための管理体制を強化する。(37-1)
- 「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」を必要に応じて見直すとともに、公的研究費の適正な使用に関する研修等や内部監査を実施する。(38-1)

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

1,218,617千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・整備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
実験研究棟（デザイン工学系）	総額 533	施設整備費補助金（377） (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（156）
小規模改修（電話交換機更新等）		

(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- (1) 教育研究の充実を図るため、戦略的な教員配置を推進する。
- (2) 教育研究の持続ある発展を図るため、優れた人材を確保する方策を実施する。
- (3) 教職員の資質向上を図るため、研修をより充実させる。
- (4) 教職員の活動意欲の向上を図るため、適正な人事評価を行い、給与等の待遇に反映する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額の見込み

28,293 百万円（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を超える債務負担・PFI事業、長期借入金、リース資産

なし

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

1. 京都府北部・北近畿における地域拠点の環境整備の一部
2. その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別表 (収容定員)

学部	工芸科学部 2,432人
研究科	工芸科学研究科 1,200人 〔 うち修士課程 1,020人 博士課程 180人 〕

(別紙)予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度～平成33年度 予算

大学等名 京都工芸繊維大学

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	28,788
施設整備費補助金	377
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	156
自己収入	15,375
授業料及び入学料検定料収入	14,974
財産処分収入	0
雑収入	401
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,240
長期借入金収入	0
計	48,936
支出	
業務費	44,163
教育研究経費	44,163
施設整備費	533
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,240
長期借入金償還金	0
計	48,936

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額28,293百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)}$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

(1) $D(y) = D(y-1) \times \beta$ (係数)

(2) $E(y) = \{E(y-1) \times \alpha$ (係数) } $\times \beta$ (係数) $\pm S(y) \pm T(y)$
+ U(y)

(3) $F(y) = F(y)$

(4) $G(y) = G(y)$

D(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F(y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y) : 基準学生納付金収入 (④) 、その他収入 (⑤) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特殊要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△0.9%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動

が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

2. 収支計画

平成28年度～平成33年度 収支計画

大学等名 京都工芸繊維大学

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	48,800
経常費用	48,800
業務費	43,804
教育研究経費	9,716
受託研究費等	3,605
役員人件費	546
教員人件費	21,661
職員人件費	8,276
一般管理費	2,593
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2,403
臨時損失	0
収入の部	48,800
経常収益	48,800
運営費交付金収益	28,788
授業料収益	10,492
入学金収益	2,035
検定料収益	498
受託研究等収益	3,605
寄附金収益	578
財務収益	40
雑益	361
資産見返負債戻入	2,403
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

大学等名 京都工芸繊維大学

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	49,539
業務活動による支出	46,397
投資活動による支出	2,538
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	604
資金収入	49,539
業務活動による収入	48,402
運営費交付金による収入	28,788
授業料及び入学料検定料による収入	14,974
受託研究等収入	3,605
寄附金収入	635
その他の収入	400
投資活動による収入	533
施設費による収入	533
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	604

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。